

年金受給権者死亡後に支給された年金の返納通知の改善（回答）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、同会議からの「年金の返納通知の「ぜひお読みください」に、返納義務者となる理由及び相続放棄をしている場合は、原則として返納の必要がないことを分かりやすく記載してはどうか。」等の意見を踏まえて、平成27年12月11日に日本年金機構にあっせんし、28年3月15日に同機構から回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

同居の母が死亡したが、相続放棄していたので日本年金機構には母の死亡を届け出なかったところ、同機構から私に宛てて年金の返納を求める文書が届いた。返納を求める文書には、相続放棄した者については返納する必要がない旨の記載がなかったので、例えば、どのような事情に基づき私を債務名義人としたのかを説明するとともに、相続放棄等し債務名義人に該当しない場合には年金事務所等にその旨を連絡等するようにというような記載をしてほしい。

（注）本件は、行政相談委員（兵庫県）が受け付けた相談である。

（あっせん要旨）

日本年金機構は、返納義務を負わない親族による誤解や返納が生じないようにするとともに、国の債権の効率的かつ迅速な回収に資するため、次の措置を講ずる必要がある。

年金受給権者が死亡し、未支給年金の請求及び死亡届の提出がない場合、受給権者と同居していた親族宛てに送付する年金の返納通知に、①あなたが返納することになること、②ただし、原則として、相続放棄している場合は年金を返納する必要がないことを分かりやすく明記すること。

（回答要旨）

日本年金機構では、返納通知の在庫数を勘案し、平成28年10月頃から、以下の内容に修正した返納通知を送付する予定

年金の返納通知の「ぜひお読みください」について

- ①お亡くなりになった方の財産を相続された方、または、年金受給者の方へお支払した年金を口座から引き出された方は、返納義務者となること
 - ②年金を口座から引き出された方を除き、家庭裁判所で相続放棄の手続きをされた方は返納の義務は生じないことなど
- 分かりやすい内容等に修正する。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先：行政相談業務室 細川、鈴木
電話：03-5253-5425（直通）
FAX：03-5253-5426
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>